

エ・5・8（有効期限：令和5年3月末）
（保存期限：令和5年12月末）

一般（人少）第57号
令和4年3月10日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部
人 身 安 全 少 年 課 長

児童相談所等との実質的な情報共有による連携の強化について（通達）

児童相談所等関係機関と連携した児童虐待への対応については、平成30年7月20日付け「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（以下、「緊急総合対策」という。）等の関係閣僚会議決定により、政府一体の取組として連携強化を推進しており、当県警察では、「児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応について（通達）」（令和元年11月18日付け一般（少、生企、刑企、捜一）第110号）等に基づき、関係機関と連携して、児童虐待の早期発見と児童の早期保護に努めているところですが、全国的には依然として、虐待行為により児童が亡くなる痛ましい事件が後を絶たない状況にあります。

児童虐待事案の対応においては、関係機関との連携が必要不可欠であり、当県警察では、児童相談所との情報共有を図るべく、「児童相談所と警察の情報共有の強化に関する合意書」（平成30年12月26日付け）を山形県子育て推進部長（現しあわせ子育て応援部長）及び山形県警察本部長の二者で締結し、児童相談所及び警察間における

- ① 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
- ② 児童相談所が通告受理した事案のうち、通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において子どもの安全確認ができない事案に関する情報
- ③ ①の児童虐待に起因した一保護又は施設入所・里親委託等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報

の共有を図っております。

児童虐待は、児童に対する危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあることから、合意書に基づく情報共有を徹底し、前記①から③に関する情報がなされた場合は、情報共有を実質的なものとするため、別紙のとおり対応のうえ、児童の安全確保に万全を期してください。

<p>児童相談所や市区町村からの情報共有</p>	<p>左記情報に対する警察の対応</p>
<p>① 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事件化の可否及び要否を迅速かつ的確に判断した上で、事件化する場合には、必要な捜査を可能な限り速やかに行い、捜査を契機とした児童の安全確保を図ること。 ○ 事件化する場合には、児童相談所に対して、捜査手続の流れ、警察における過去の相談・110番通報受理状況、警察による聴取内容及び捜査の結果判明した事項について、捜査への支障に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる範囲で情報を提供し、児童相談所における適切な措置に資するよう配慮すること。 ○ 事件化に至らない場合には、必要に応じ、左記③の情報共有における対応と同様の対応を執ること。
<p>② 児童相談所が通告受理した事案のうち、通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所に対し、立入調査等を促すこと。 ○ 児童相談所の要請に応じ、又は警察から児童相談所に申し入れるなどし、児童相談所職員による児童の安全確認に警察職員が同行すること。
<p>③ ①の児童虐待に起因した一時保護又は施設入所・里親委託等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所側のリスクに関する認識とその根拠について聴取し、特に、リスク要因があると判断される場合には、児童相談所のリスクに関する認識に影響し得る警察が保有する情報を提供し、相互にリスク要因がないか点検すること。 ○ 児童の安全に対する不安要素が認められる場合には、児童の安全が継続的に確保されるよう、児童相談所に積極的に協力し、連携を密に対応すること。